

○ 国家公務員の給与に係る人事院勧告に伴う本市職員の給与についての所要の改正

・ 改正の内容

給料表の改定

・ 平均給与改定率 $\Delta 0.23\%$ (40歳台以上が対象)

・ 施行日 平成23年12月1日